

藤沢市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について
次の者を藤沢市いじめ問題調査委員会委員に委嘱する。

2015年(平成27年)6月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出区分	備考
かねこ ゆうこ 金子 裕子			弁護士	横浜弁護士会
こばやし ひろひで 小林 博英			医師 (小児科医)	公益社団法人 藤沢市医師会
いしい たかこ 石井 孝子			臨床心理士	神奈川県臨床 心理士会
たなか のりこ 田中 典子			社会福祉士	公益社団法人 神奈川県社会 福祉士会
しまざき まさお 嶋崎 政男			学識経験者	神田外語大学 教授

2 任期

2015年(平成27年)7月1日から2017年(平成29年)6月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市いじめ問題調査委員会規則第2条及び第3条に基づき、新たに委員を委嘱する必要による。

参 考

いじめ防止対策推進法 抜粋

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

藤沢市いじめ問題調査委員会規則 抜粋

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 医師であつて、精神保健に関し学識経験を有する者

(3) 心理、福祉等に関し専門的な知識を有する者

(4) 教育に関し学識経験を有する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。